

## 「地球温暖化対策のための税」の税率引き上げに伴うガス料金の改定について

当社は、平成 28 年 4 月 1 日から化石燃料に課税される「地球温暖化対策のための税」の税率が引き上げられることに伴い、小口部門のガス料金を引き上げる一般ガス供給約款および選択約款の変更を、本日、中国経済産業局長に届出いたしました。

### 1. 改定の背景

「地球温暖化対策のための税」は、地球温暖化防止の観点から、化石燃料を利用する全ての方に、公平にご負担いただくことを目的とした税金で、平成 24 年 10 月 1 日から施行され、段階的に増税されることが決まっています。このたびの改定は、平成 28 年 4 月 1 日からの増税に対応するものであり、当社の原料購入価格に増税分が上乗せされる時期や、上乗せ後の原料から製造したガスがお客さまのもとへ届く時期などを考慮し、平成 28 年 6 月 1 日から、ガス料金へ反映させていただくものです。

### 2. ガス料金の引き上げ額

1 m<sup>3</sup>あたり +0.21 円（消費税込み）

(参考) 標準家庭における引き上げ額

月間ガスご使用量	引き上げ額
23 m <sup>3</sup>	+5 円

(注) 標準家庭とは、過去 5 年間の実績に基づいた、1 か月のご使用量が 23 m<sup>3</sup>のお客さまです。

### 3. 実施日

平成 28 年 6 月 1 日

### 4. 一般ガス供給約款の料金表

平成 28 年 6 月検針分に適用となる新たな料金表については、原料費調整制度の調整額が決定する 4 月末に、あらためてお知らせいたします。

以 上